

ふくしま 男女共同参画 プラン

(平成21年度改定)

概要版



目次

- 計画改定の趣旨・計画の基本理念・計画推進の視点・計画の基本目標
計画の期間…………… P 1
- 計画の重点的な取組みと代表指標、計画の体系…………… P 2
 - 基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進…………… P 3
 - 基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備…………… P 4
 - 基本目標Ⅲ 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進…………… P 5
 - 基本目標Ⅳ 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援…………… P 6
- 計画の推進・用語集…………… P 7

計画改定の趣旨

福島県は、「ふくしま男女共同参画プラン」について、平成12年度に策定し、平成17年度の改訂を経て、平成22年度を終期としていましたが、進行する少子高齢化や厳しさを増す雇用環境の悪化等の急激な社会経済環境の変化に的確に対応するために、終期を待たずに新しいプランを改定することとしました。

改定にあたっては、前プランの取組みを踏まえながら、今回実施した県民意識調査の結果から、家庭や地域に多く存在する「習慣・しきたり」において男女の平等感が引き続き低いことが明らかになったため、家庭や地域における男女共同参画の広がりや実践の拡大を目指すこととしています。

加えて、特に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現や、継続した女性のエンパワーメント及び男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援に取り組むこととし、それらを基本として施策を展開することとしました。

● 計画の基本理念

すべての県民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会

具体的には、右のような社会です。

すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会

個人が、性別にとらわれることなく、その個性に応じて、主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会

男女が、社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会

誰もが、性別にとらわれることなく、家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会

国籍に関わらず、一人ひとりが多様な価値観・文化を受容し、世界の人びとと連帯して共生できる社会

● 計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について3つの視点で計画を推進します。

人権の尊重と男女平等の実現

ジェンダーに敏感な視点の浸透

女性のエンパワーメントの拡大

● 計画の基本目標

基本理念を施策展開につなげていくため、次の4つを計画の基本目標とし、施策を体系づけています。

I 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進 P3

II 仕事と生活の調和を図るための環境の整備 P4

III 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進 P5

IV 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援 P6

● 計画の期間

本計画の計画期間は、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間です。

計画の重点的な取組みと代表指標

① 家庭・地域における男女共同参画の実践拡大

県民意識調査の結果、家庭や地域に多く存在する「習慣・しきたり」において男女の平等感が引き続き低いことが明らかになったことから、家庭や地域における男女共同参画の広がりや実践の拡大を目指します。

代表指標

市町村における男女共同参画計画の策定率

現状値(平成21年) 39.0% 目標(期待)値(平成26年) 70.0%以上

② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

男女ともに、仕事や家庭、地域生活などにおいて、両立を含めた多様な生活スタイルを実現できる環境整備を進めるために「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の促進に努めます。

代表指標

福島県次世代育成支援企業認証数

現状値(平成20年) 213社 目標(期待)値(平成26年) 450社以上

③ 継続した女性のエンパワーメント

特に女性の窮状が様々な場面で引き続き見受けられており、真の男女平等を実現するための男女共同参画社会を形成するためには、女性のエンパワーメントが継続して必要であると考えます。

代表指標

県の審議会等における女性委員の割合

現状値(平成21年) 34.9% 目標(期待)値(平成26年) いずれかの性が40%を下回らない

計画の体系

I 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- (2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進
- (3) メディアにおける人権尊重の推進

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

- (1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進
- (2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大
- (3) 家庭・地域における学習機会の充実

3 多文化共生社会における男女共同参画の推進

- (1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進
- (2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

II 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

- (1) 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備
- (2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大
- (3) 職場における男女平等の実現
- (4) 男性の家庭生活への参画支援

III 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

- (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成
- (2) 女性の労働に対する適正な評価と支援
- (3) 女性の経済的自立の促進

2 意思決定過程における女性の参画の促進

- (1) 公的分野における女性の参画の促進
- (2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進

IV 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- (1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進
- (2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策

2 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の増進
- (2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

基本目標I

人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

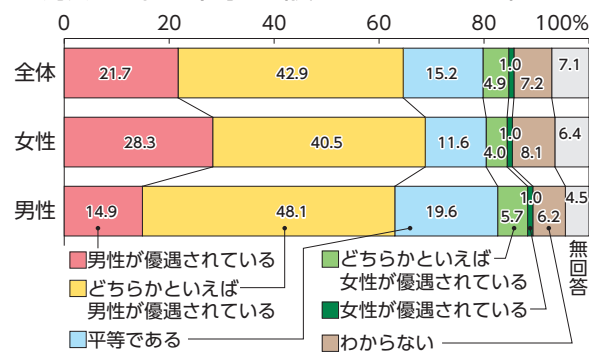
現状と課題

男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査（平成 21 年福島県）（以下「県民意識調査」と略）の結果によると、固定的な性別役割分担意識は根強く残っていると考えられ、家事・育児・介護における男女が果たしている役割に偏りが見受けられます。これらのことが、女性の就業継続や経済的自立を困難にする一方で、男性の生活スタイルを仕事優先とさせてしまうなど、男女の生き方を固定化し、個人の生き方について、自由に選択することを妨げています。

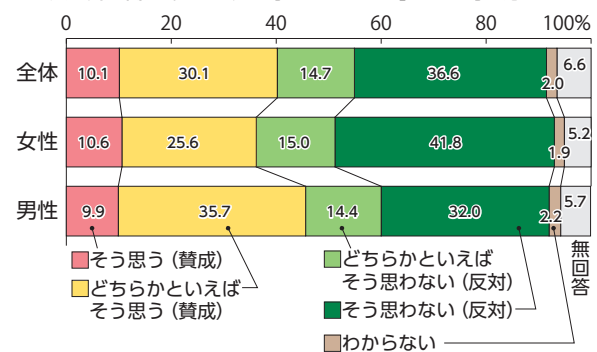
固定化された生き方が社会的に定着してしまうことで、次世代を担う子ども達の未来が可能性に乏しい社会になってしまうことが懸念されることから、行政での取組み、学校・地域・家庭における教育や各種メディアにおける情報発信などにおいては、人権尊重と男女平等の視点を持って、男女共同参画の意識の醸成と実践の拡大を図っていくことが必要です。

また、近年増加傾向にある外国籍をルーツに持つ住民の中には、生活習慣や言語の違いに加え、地域や文化によりジェンダーが異なることを原因として生活上様々な困難を抱えているケースがあることから、それらの住民を含むすべての人が暮らしやすく、性別にかかわらず地域の一員として参画できる環境をつくっていくことが望まれます。

● 男女の地位の平等感（慣習・しきたりの面）



● 『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成 21 年福島県

県の施策の方向 ※主な具体的施策

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

- 男女共生センターにおける情報提供・広報・啓発を充実します。

(2) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

- ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。

(3) メディアにおける人権尊重の推進

- 多様なメディアについて、ジェンダーに敏感な視点から実態の把握に努め、メディアに対し、性別役割分担意識を内包する表現や性・暴力表現の抑制など人権尊重への配慮を要請します。

2 男女共同参画に関する調査研究と家庭・地域での実践拡大

(1) 男女共同参画に関する調査・研究と成果を踏まえた取組みの推進

- 男女共生センターにおいて、男女共同参画社会の実現のための調査研究を行い、成果を広く発信します。

(2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

- 地域活動に対する男女の積極的参画のため、男女共生センターを拠点とした各種団体等とのネットワークを形成し、それらを活用した取組みを推進します。

(3) 家庭・地域における学習機会の充実

- 男女共生センターにおいて、各種の情報・学習機会の提供により男女共同参画に関する意識の高揚に努めるとともに、様々な社会活動を支援する機会の充実を図ります。

3 多文化共生社会における男女共同参画の推進

(1) 国際人権規範等の取入れと国際交流協力の推進

- 地域や文化によりジェンダーが異なることを踏まえて、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。

(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

- 誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及啓発及び実践を図ります。

基本目標Ⅱ

仕事と生活の調和を図るための環境の整備

現状と課題

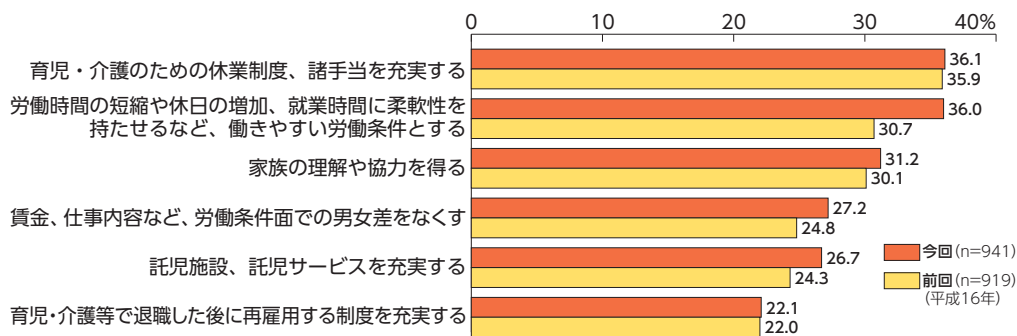
少子高齢化社会を迎え、男女が年齢や性別に関わらず様々な分野で一層活躍することが望まれますが、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っています。

本県事業所の多くが、育児休業・介護休業制度を規定しているのに対し、取得者における男女の割合は大きな隔たりがあり、また、女性が出産・育児期に仕事を離れ、その後再就職をするという傾向は、年齢別に見た女性の労働力が「M字型」となっていることから明らかです。一方で、男性は長時間労働を基本とする仕事中心の生活スタイルとなり、家事や育児に参画しづらいことが指摘されています。

また、非正規雇用者には女性が多く、その地位が経済社会の様々な局面で不安定な状態となることがあり、女性はその意欲と能力を生かして働き続けることを困難にしています。

このため、多様なニーズに応じた子育て・介護に関する社会的支援を充実し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男性の家庭・地域参画を促進する取組みを進めるとともに、職場における男女平等を実現させ、男女が様々な活動を自らの選択によるバランスで実現できる社会環境を整備していく必要があります。

● 女性が働き続けるために必要なこと（上位6項目）



資料：男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成 21 年福島県

県の施策の方向

※主な具体的施策

(1) 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

- 育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて取り組みます。
- パートタイム労働者・派遣労働者などの非正規雇用者の公正な処遇について啓発に努め、法令遵守の必要性や重要性について周知します。

(2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

- 保育所入所定員の拡大、多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組み、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実に努めます。

(3) 職場における男女平等の実現

- 実質的な男女の均等を確保するため、女性の妊娠・出産による不利益な取扱いや間接差別をなくす啓発活動を推進します。

(4) 男性の家庭生活への参画支援

- 男性の固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成に努め、地域・家庭等への参画の重要性を啓発するとともに、広く若年層、高年層へ普及啓発を進めます。

基本目標Ⅲ

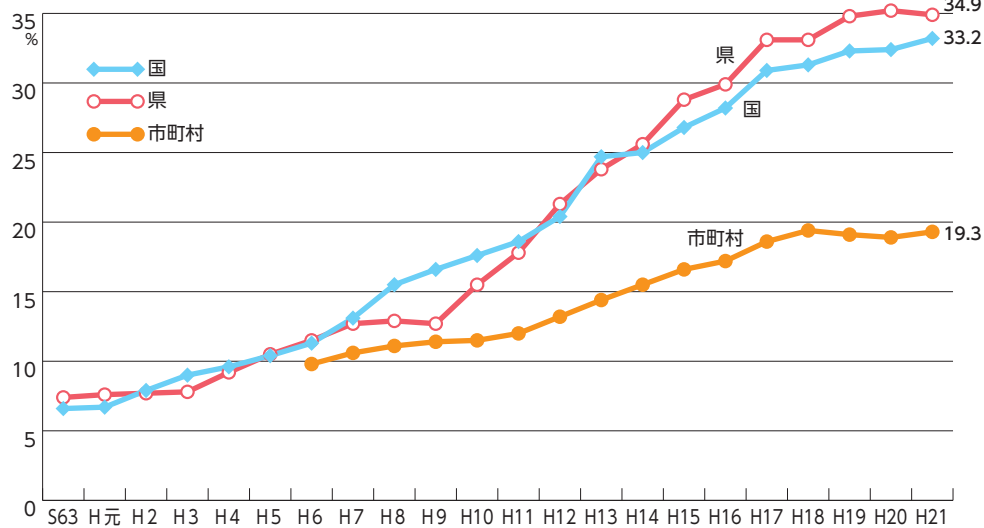
女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

現状と課題

政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等について、女性の参画が進まない要因は、男女間の経済的格差に加え、固定的な性別役割分担意識や慣行が根強く残っていることなどが考えられます。特に、政治や行政機関などで決定する政策・方針は、そこで生活する男女の双方に影響を及ぼすことから、その意思決定過程には、男女がバランス良く参画することが望まれます。そのためには、高い意識を持って行動し、責任を担うことができる女性人材の育成が重要であり、固定的な性別役割分担意識や慣行にとらわれない周囲の意識といった環境整備も進めなければなりません。

また、県内の農業や多くを占める中小企業において重要な労働力となっている女性の役割を適切に評価するとともに、男女の平等な関係形成の基盤である経済的自立に向けた各種の支援を進める必要があります。

● 審議会等における女性委員の比率



資料：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（内閣府） 福島県人権男女共生課調べ

県の施策の方向 ※主な具体的施策

1 女性人材の育成と経済的な地位の向上

- (1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成
 - 男女共生センターにおいて、女性のエンパワーメントの推進に資する各種講座を開催し、女性人材の育成を図ります。
- (2) 女性の労働に対する適正な評価と支援
 - 女性従業者や家族経営等における労働実態の把握に努め、女性が日ごろから果たしている役割が正當に評価されるよう啓発を行います。
- (3) 女性の経済的自立の促進
 - 再就職を目指す女性に、各種情報を提供するほか、技能研修を行い、就業支援、職業教育の充実に努めます。

2 意思決定過程における女性の参画の促進

- (1) 公的分野における女性の参画の促進
 - 「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、女性の参画を引き続き進めます。
- (2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進
 - 企業等に対して、多様な働き方に柔軟に対応できる職場環境の整備が、有能な人材の確保、育成、定着及び生産性の向上などに繋がり、利点の多い取組みであることを啓発します。

基本目標Ⅳ

男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

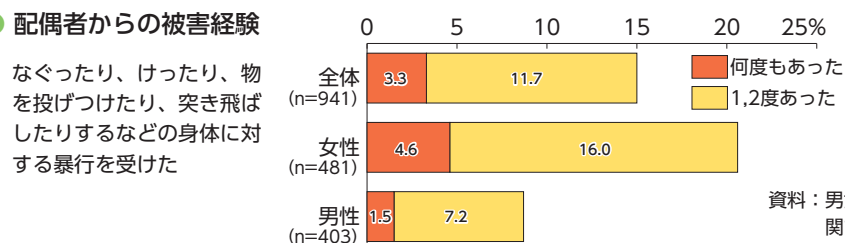
現状と課題

配偶者や恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス 以下「DV」と略）、職場や学校で見られるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは多くが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者です。県民意識調査によると、暴力被害の経験があったと回答した女性が20.6%となる一方で、公的機関などを含めて誰にも相談しなかった女性は46.9%に上っており、問題が潜在化していることがうかがえます。

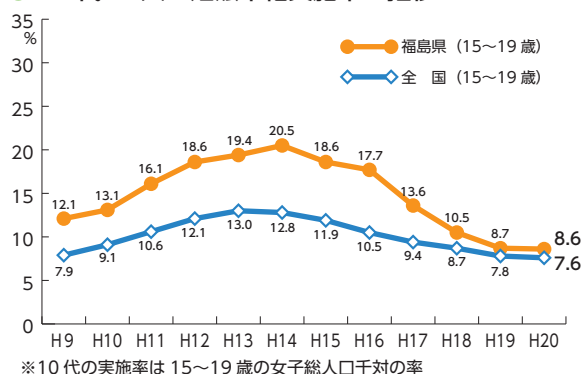
このため、暴力に対する厳正な対応や防犯対策を強化するとともに、相談窓口の周知や被害者支援体制を充実するなど、性差別や暴力を許さない社会の形成のための取組みを一層進める必要があります。

一方で、望まない妊娠や中絶、性感染症への感染などが依然として深刻な状況であることから、女性の重要な人権である「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」についての情報提供や支援を拡充するとともに、男性に多い自殺や女性特有の疾病予防のために、人生の各ステージにおいて男女が自己の健康の保持を行うための教育や相談体制の確立が必要です。

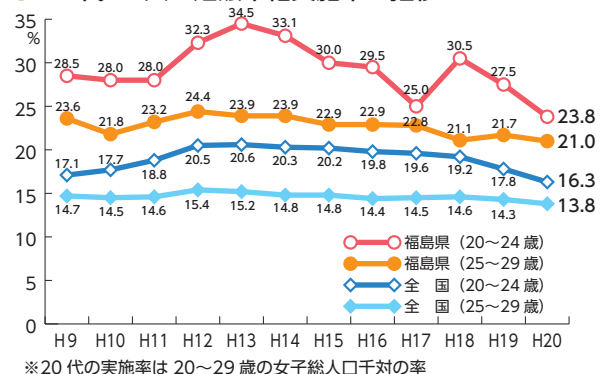
● 配偶者からの被害経験



● 10代*の人工妊娠中絶実施率の推移



● 20代*の人工妊娠中絶実施率の推移



資料：平成13年までは「母体保護統計報告」、平成14年からは「衛生行政報告例」厚生労働省

県の施策の方向 ※主な具体的施策

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- (1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進
 - DVやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力は犯罪であることなどについて、人権尊重に立脚した普及・啓発を推進します。
- (2) 男女間における暴力の被害者支援と再発防止対策
 - 被害者が相談しやすいよう、窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度を広く周知し、DV被害の潜在化を防ぎます。

2 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の増進
 - 思春期教育など、いのちやこころを大切にしている性に関する教育についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。
- (2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進
 - 骨粗鬆症などを予防する生活習慣や、乳がん・子宮がんなど女性に特有ながんの検診受診の重要性について啓発します。

計画の推進

本計画の内容を実現するためには、男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、市町村、事業者、関係団体等との連携を図りながら、県民の理解と協力を得ることが重要です。

このため、男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させるとともに、各年の進捗状況を踏まえ、県民の意見を幅広く取入れながら、本計画の推進を図ります。

(1) 庁内の推進体制強化

知事を本部長とする福島県男女共同参画推進本部が男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るとともに、本計画の推進及び進行管理を行います。

(2) 男女共生センターの役割

男女共生センターを男女共同参画社会形成のための実践的活動拠点として位置づけ、調査研究、自立促進、交流事業を積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワークの拡大・深化に努め、地域が抱える様々な課題を男女共同参画の視点で解決していく機能を充実させます。

(3) 市町村との連携

本県の男女共同参画を促進するため、市町村における男女共同参画計画策定のための研修会や有識者等の人材に関する情報提供などの支援を行い、各種施策の推進に協力します。

(4) 事業者、関係機関、各種団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組み、実践の拡大を促進するため、県内の各界各層との連携・協力体制をより一層充実します。

なお、本計画の進行管理は、福島県男女共同参画推進本部において行います。

また、男女共同参画に関する各種データや本計画の進捗状況を取りまとめ、毎年公表します。

用語集

※エンパワーメント (empowerment)

力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

※ジェンダー (gender)

社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差 (sex : セックス) に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

※性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) (reproductive health/rights)

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、

生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

※「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)」

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

※ドメスティック・バイオレンス (DV : domestic violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

※ユニバーサルデザイン (universal design)

すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。